

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市新規漁業就業者支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	意欲ある新規漁業後継者を確保し、漁業と漁業以外の仕事を兼業する一次産業の担い手に育成するため、一次産業研修指導者及び研修生が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	一次産業研修指導者及び研修生
補助対象経費	一次産業研修指導にかかる経費及び漁業研修に必要となる消耗品等（カップ、長靴、救命胴衣など）の初回購入費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに設定する。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額補助
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	R8までに新規漁業就業者14人
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可能
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	定額で交付するため、費用あたりの効果は算出できず、新規漁業就業者の増加数をもとに評価する。
補助制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	令和10年9月30日
補助終期	-
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HPや漁業就業支援フェアでの募集
事業担当	（担当部署） 農林水産振興課 林業・水産振興係
	（電話番号） 0259-63-3761